

第17条第4項中「規定にかかわらず」の次に「、知事に申請し、知事が別途定める基準に基づき承認した場合には」を加え、同項に後段として次のように加え、同項を同条第5項とする。

この場合において、申請書の様式については別記第10号様式とする。

第17条第3項中「支払期日は元金の償還約定日（元金の据置期間中における利息については、当該据置期間中に元金を償還するものとしたときの元金償還日）とする」を「元金償還の約定日に支払を受ける。ただし、据置期間中においては、当該期間中の利息を元金の償還方法に準じて年ごとに支払を受ける」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 利息の計算は年利計算とし、貸付残高に年利率を乗じて算出する。ただし、1年未満の端数があるときは、次の各号に定めるところにより算出する。

- (1) 契約書において年2回利息を払うこととしている場合は、貸付残高に年利率と2分の1を乗じて得た額
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合であって1年未満の端数がある場合、又は前号に掲げる場合において半年未満の端数がある場合は、貸付残高に年利率と日数を乗じ、それを365日で除して得た額

第19条中「かかわらず」の次に「、貸付金債務及びその債務から生ずる一切の債務の全部又は一部について期限の利益を喪失させ」を加え、「請求する」を「命ずる」に改め、同条第3号中「貸付金の」を「約定日までに貸付金の」に、「の支払を怠った」を「を支払わなかった」に改め、同条第5号中「中止し、又は」を削り、同条第6号中「、銀行取引停止」を「（破産、再生手続開始、更正手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立て、又は手形交換所において、その手形交換所で手形交換を行っている金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がこれらの金融機関に対してされる事態をいう。）」に改め、同条第7号中「第23条」を「第24条」に改め、「又は」の次に「承認の際の条件を遵守せず、若しくは」を加え、「第24条」を「第25条」に改め、同条第8号中「に吸収合併された」を「（中小企業者以外の会社をいう。）と合併した」に、「及び」を「若しくは」に改める。

第20条の見出しを「（単年度の償還猶予）」に改め、同条第1項中「認められる」を「認められ、かつ別途知事が定める基準に該当する」に、「貸付けの条件を変更する」を「、1年を限度として償還猶予を行う」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、借主の知事に対する申請書の様式については別記第11号様式とする。

第20条第2項を削る。

第20条の次に次の7条を加える。

（複数年の償還猶予）

第20条の2 知事は、前条の規定にかかわらず、別途知事が定める基準に該当するものについては、当該借主に対し、複数年の償還猶予を行うことができる。この場合において、借主の知事に対する申請書の様式については別記第12号様式とする。

（倒産等の状況にある組合員等に係る償還猶予）

第20条の3 知事は、前2条の規定にかかわらず、集団化事業又は集積区域整備事業を実施した借主の組合員等が倒産等の状況にあることを理由として当該借主が貸付金の償還をすることが著しく困難と認められ、かつ知事が別途定める基準に該当する場合には、当該組合員等の占有部分に係る約定返済元金及び約定返済利息の相当額の償還を最終償還期限まで猶予することができる。この場合において、借主の知事に対する申請書の様式については別記第13号様式とする。

（最終償還期限の延長）

第20条の4 知事は、借主が最終償還期限を迎えた年度において、知事が別途定める基準に該当する場合には、当初の最終償還期限から10年を限度とし、知事が実施する診断において必要と認められた期間だけ最終償還期限を延長することができる。この場合において、借主の知事に対する申請書の様式については別記第14号様式とする。

（期中における最終償還期限の延長）

第20条の5 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合において同時に最終償還期限を延長することが必要と認め、かつ知事が別途定める基準に該当する場合には、前条の規定にかかわらず、最終償還期限となる年度以前において最終償還期限を延長することができる。

(1) 第20条の2の規定に基づき複数年の償還猶予を認めた場合

(2) 第20条の3の規定に基づき倒産等の状況にある組合員等に係る償還猶予を認めた場合

（債権の放棄による償還等の免除）

第20条の6 知事は、第20条から前条までの規定により貸付けの条件を変更する際に借主と履行延期の特約をした債務で、当初の償還期限（当初の償還期限後に履行延期の特約をした場合には、最初に履行延期の特約をした日）から10年を経過したものについて、借主がなお無資力又はこれに近い状態にあり、弁済することができることとなる見込みがないと認められ、かつ、知事が別途定める基準に該当する場合には、当該借主に対する債権並びにこれらに係る利息及び違約金を免除することができる。

（県議会の議決に基づく債権の放棄による償還等の免除）

第20条の7 知事の借主に対する債権並びにこれに係る利息及び違約金について、借主が弁済を行うことができる見込みがないと認められ、かつ知事が別途定める基準に該当す

るときは、知事は、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、県議会の議決に基づいてそれらを免除することができる。

(徴収停止)

第20条の8 知事は、借主が履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行していない場合において、当該借主にこれを履行させることが著しく困難又は不相当であると認められ、かつ知事が別途定める基準に該当する場合には、借主に対する債権の保全及び取立てを要しないものとして整理することができる。ただし、物的担保(当該貸付けに係る担保物件の価額が担保権を実行した場合の費用及び当該貸付けに対して優先権を有する他の債権等の合計額を超えないと見込まれる担保を除く。)の付されている債権については、この措置の対象外とする。

2 知事は、第1項の措置を行った債権について、当該措置をとった後に事情の変更等によりその措置を維持することが不相当となったことを知ったときは、直ちにその措置を取り止める。

3 知事は、第1項の措置を行った債権のうち、消滅時効の期間を経過した債権については、債権の消滅の手続きを行う。ただし、借主が時効を援用しない場合は、この限りでない。

第21条第1項中「ものとする」を削り、同条第2項中「が貸付金の償還期日までに貸付金の償還若しくは利息の支払いをせず、又は」を「に対し」に改め、「金額を」の次に「借主が」を加え、「ものとする」を削り、同条第3項を削る。

第22条中「第13条の規定により貸付金の交付を受けた者は、所要の事項」を「借主は、貸付金の交付日を含む事業年度の決算が確定した後に、関係書類等」に改める。

第23条の見出しを「(対象施設利用状況報告書等の提出)」に改め、同条第1項中「(別記第9号様式)を」を「(別記第15号様式)に知事が必要と認める書類を附して、」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 借主は、知事が別途定める要領により、その経営状況等を毎年6月末日までに知事に報告しなければならない。

第24条第1項中「借主が」を「借主は、」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 借主が事業実施期間を延長しようとするとき(申請書は別記第16号様式)。

第24条第1項第4号を削り、同項第3号中「貸付対象施設の使用の目的」を「借主又はその組合員等が貸付対象施設の用途」に、「貸与」を「賃貸」に改め、「するとき」の次に「(申請書は別記第19号又は第20号様式)」を加え、同号を同項第4号とし、同項第2号中「貸付対象施設」を「借主又はその組合員等が貸付対象施設」に改め、「するとき」の次に「(申請書は別記第18号様式)」を加え、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 借主が事業スケジュールを変更又は中止しようとするとき(申請書は別記第17号様式)。

第24条第1項第5号を削り、同項第6号中「担保物」を「借主又は担保物の提供者が担保物」に改め、「するとき」の次に「(申請書は別記第21号様式)」を加え、同号を同項第5号とし、同号の次に次の1号を加える。

(6) 以下に掲げる者が借主に加入するとき又はそれに伴い貸付金の債務承継を行うとき(申請書は別記第22号様式)。

ア 組合員等(組合員等による共同出資会社の新設を含む。)

イ 合併会社又は出資会社の出資者

ウ 第2条第1号サからセに掲げる事業に係る施設の入居者又は利用者

第24条第1項第7号及び第8号を次のように改める。

(7) テナントが借主に加入するとき(申請書は別記第23号様式)。

(8) 借主の組合員等が以下のいずれかの場合に該当するとき(申請書は別記第24号様式)。

ア 貸付け後に大企業と合併した場合

イ 1社の大企業又はその役員から50%以上の出資を受ける場合

ウ 大企業又はその役員から100%の出資を受ける場合

第24条第1項に次の2号を加える。

(9) 借主が組織変更、合併又は解散したとき若しくはそれらにより新たな法人の設立を行うとき(申請書は別記第24号様式)。

(10) 借主が貸付対象施設及び担保物に付した損害保険の保険金を直接受領しようとするとき。

第25条に後段として次のように加える。

届出の様式は、第1号の場合にあっては別記第25号様式、第2号から第8号までの場合にあっては別記第26号様式とする。

第25条第3号中「滅失し」の次に「、毀損し」を加え、同条第4号を削り、同条中第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同号の次に次の2号を加える。

(6) 組合員又はテナントが借主から脱退したとき。

(7) 借主が組合である場合にその約款を改正したとき。

第25条第7号を削る。

第26条中「借主」の次に「及びその組合員等」を加え、「対象施設及び長期運転資金」を「貸付対象施設」に改め、「指示」の次に「及び診断等」を加え、同条に次の2項を加える。

2 借主は、貸付け及び当該貸付対象施設の設置等に係る一切の帳簿、書類等を整備し、